

令和 7 年 1 月

安曇野市農業委員会定例総会

議 事 録

令和 7 年 1 月 3 0 日

長野県安曇野市農業委員会

令和 7 年 1 月 安曇野市農業委員会定例総会

○招集年月日 令和 7 年 1 月 3 0 日

○会議の日時 令和 7 年 1 月 3 0 日 午後 1 時 0 0 分

○招集の場所 安曇野市役所 4 階大会議室

○出席委員（23 名）

1 番	渡 辺 由 枝 君	2 番	中 島 博 幸 君
3 番	山 田 稔 君	5 番	堀 内 伸 一 君
6 番	高 山 万 寿 君	7 番	加 島 美智代 君
8 番	藤 岡 喜美夫 君	9 番	齋 藤 岳 雄 君
10 番	二 木 寿 夫 君	11 番	平 林 明 美 君
12 番	三 枝 守 和 君	13 番	細 萱 美 嗣 君
14 番	降 籬 治 喜 君	15 番	中 村 正 君
16 番	小 林 正 君	17 番	一 志 寛 君
18 番	中 野 隆 洋 君	19 番	平 林 平 君
20 番	丸 山 新 悟 君	21 番	望 月 慎 二 君
22 番	請 地 康 仁 君	23 番	丸 山 隆 也 君
24 番	佐 原 悦 司 君		

○欠席委員（なし）

○職務のため出席したものの職氏名

事務局長	北 條 敦 君	事務局長	森 和 哉 君
事務局員	沖 和 義 君	事務局員	折 井 希 望 君
事務局員	飯 田 佳 乃 君		

午後 1 時 0 0 分 開会

○事務局長（北條 敦君） それでは、安曇野市農業委員会会議規則第 3 条第 1 項の規定により、会長に議事の進行をお願いいたします。

○議長（佐原悦司君） それでは、本日の定例総会でございますが、現在、出席者、欠席がございませんので 23 名です。農業委員会等に関する法律第 27 条 3 項によりまして、本委員会は成立いたします。

この会議は、個人情報の保護に関する法律、安曇野市個人情報保護法施行条例及び、同条例施行規則に基づき発言には十分ご留意を願いたいと思います。

また、議案に対する質問がある場合は、挙手を願い、議長が指名して起立をお願いし、そ

こで番号と名前を名乗って発言をいただくようよろしくお願いいたします。

○議長（佐原悦司君） 次に、議事録署名人でございます。

安曇野市農業委員会会議規則第19条に基づきまして、議長より指名をいたします。

13番、細萱美嗣委員、14番、降旗治喜委員、2名をお願いいたします。

なお、農業委員会等に関する法律第30条に基づきまして、総会の会議の議事は議員半数で決議いたしますが、可否同数になる場合は会長が決することといたします。

事務局にお伺いします。本日、傍聴人はいらっしゃいますでしょうか。

○事務局（森 和哉君） おりません。

○議長（佐原悦司君） はい。

○議長（佐原悦司君） それでは、本日の日程に従いまして進めてまいりますのでよろしくお願いいたします。

○事務局（森 和哉君） 本日の案件でございますが、担当地区委員等で現地確認を実施しております。また、堀金地域は1月24日、豊科、穂高、三郷、明科地域は1月28日に地域委員会を開催し、協議しております。本日の審議は、総会の意見を求めるものでございます。

議案第1号 農地法第3条許可申請審議

○議長（佐原悦司君） それでは、議案第1号 農地法第3条許可申請審議を上程いたします。

1番案件につきまして事務局より説明をお願いいたします。

○事務局（森 和哉君） 議案集の1ページをお願いします。

申請地は穂高地域の3筆で、登記地目は田及び畑、面積が計723㎡です。受人の経営面積は723㎡、渡人の経営面積が723㎡です。受人は、農地等の権利移動の制限が規定されている農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。

位置等につきましては、別冊資料の1ページでご確認ください。

委員番号24番です。審議をお願いします。

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

それでは、続きまして、申請事由の説明をお願いいたします。

○事務局（飯田佳乃君） 委員番号24番、佐原委員に代わって、事務局より申請番号1番について説明します。

渡人は、高齢で耕作が困難なことから申請地を息子に譲渡したい。受人は、申請地で親と耕作を行っていたので、申請地を譲り受けた後も耕作をしていきたいということであります。審議をお願いします。

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

ただいまの説明につきまして審議に入ります。

ご意見、ご質問等ございましたらお願いをいたします。

三枝委員、お願いします。

○12番（三枝守和君） 委員番号12番、三枝です。

穂高地区委員会でもちょっと話が出たのが、親子の関係だったら、譲渡ではなくて贈与ではないのですかという話も出たのですけれども、そこら辺の文言のところがちょっと不明だったものですから質問させていただきます。

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。同様の意見はございますでしょうか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐原悦司君） なければ、事務局のほうでお願いいたします。

○事務局（森 和哉君） 先ほどの質問に対してお答えします。

申請上は贈与となっております、確かにこの申請事由は譲渡ではなくて贈与ということです。記載誤りですので訂正いたします。

○議長（佐原悦司君） 三枝委員、よろしいでしょうか。

○12番（三枝守和君） ありがとうございます。

○議長（佐原悦司君） これは、申請の文章に正確に書かれるもので、譲渡とあれば譲渡、贈与とあれば贈与。

○事務局（森 和哉君） そのとおりです。基本的には申請書に記載してあることをそのまま書かなければなりませんので、書かせていただいております。ただ、申請受付の段階で、こちらのほうで内容をしっかり確認していなかったというところで落ち度はありますので、この点については注意しながら申請の受付のところで改善していきたいと思っております。

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

三枝委員、よろしいでしょうか。

○12番（三枝守和君） はい。

○議長（佐原悦司君） ほかにご意見、ご質問等ございましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○議長（佐原悦司君） それでは、採決に移ります。

本案件につきまして、申請どおり許可賛成の委員の挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

賛成多数により許可といたします。

続きまして、2番案件につきまして事務局より説明をお願いいたします。

○事務局（森 和哉君） 申請地は穂高地域で、登記地目は田、面積が2,944㎡です。受人の経営面積は9,769㎡、渡人の経営面積が3,502㎡です。受人は、農地等の権利移動の制限が規

定されている農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。

位置等につきましては、別冊資料の2ページでご確認ください。

委員番号12番です。審議をお願いします。

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

それでは、続きまして、担当地区委員より説明をお願いいたします。

○12番（三枝守和君） 委員番号12番、三枝です。

申請番号2番について説明いたします。

申請事由なのですが、渡人は、高齢で耕作が困難なことから申請地を譲渡したい。受人は、自宅すぐ近くの申請地を譲り受け、耕作をしたいということであります。審議のほうをよろしくをお願いいたします。

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

ただいまの説明につきまして審議に入ります。

ご意見、ご質問等ございましたらお願いをいたします。いかがでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐原悦司君） 異議なしとの声がございました。

それでは、採決に移ります。

本案件につきまして、申請どおり許可に賛成の委員の挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

賛成多数により許可といたします。

続きまして、3番案件につきまして事務局より説明をお願いいたします。

○事務局（森 和哉君） 申請地は穂高地域の2筆で、登記地目は田及び畑、面積が計236㎡です。受人の経営面積は0㎡、渡人の経営面積が4,480㎡です。受人は、農地等の権利移動の制限が規定されている農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。

位置等につきましては、別冊資料の3ページでご確認ください。

委員番号12番です。審議をお願いします。

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

それでは、続きまして、担当地区委員より説明をお願いいたします。

○12番（三枝守和君） 委員番号12番、三枝です。

申請番号3番について説明いたします。

申請事由なのですが、渡人は遠方に居住しており、耕作が困難なため譲渡したい。受人は、自宅に隣接している申請地を譲り受け、畑として耕作をしたいということです。ご審議のほうをよろしくをお願いいたします。

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

ただいまの説明につきまして審議に入ります。

ご意見、ご質問等ございましたらお願いをいたします。よろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐原悦司君） 異議なしとの声がございました。

それでは、ただいまより採決に移ります。

本案件につきまして、申請どおり許可に賛成の委員の挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

賛成多数により許可といたします。

続きまして、4番案件につきまして事務局より説明をお願いいたします。

○事務局（森 和哉君） 2ページをお願いします。

申請地は三郷地域の2筆で、登記地目は畑、面積が計7,663㎡です。受人の経営面積は0㎡、渡人の経営面積が4万1,581㎡です。受人は、農地等の権利移動の制限が規定されている農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。

位置等につきましては、別冊資料の4ページでご確認ください。

委員番号8番です。審議をお願いします。

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

それでは、担当地区委員より説明をお願いいたします。

○8番（藤岡喜美夫君） 委員番号8番、藤岡です。

その前に、地図のほうなのですが、赤く囲ってある[]の隣の大きな、囲っていないのでも、[]も入っていますので、一応確認しておいてください。

申請番号4について説明いたします。

申請事由、渡人は営農拠点を島内に集約したいため譲りたい。受人は、申請地を譲り受け営農したいということであります。審議のほうをよろしくをお願いします。

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

今、訂正箇所がございました。確認をお願いいたします。

それでは、ただいまの説明につきまして審議に入ります。

ご意見、ご質問等ございましたらお願いをいたします。

受人は経営面積がゼロという状態の中から7,000何ぼの面積になるわけですが、現状、今一緒にやっていたということでしょうか。

○8番（藤岡喜美夫君） この方は元経営者なのです。[]の経営者です。

○議長（佐原悦司君） 会社から本人に移したということですか。

○8番（藤岡喜美夫君） そうです。

○議長（佐原悦司君） 分かりました。

ほかにご意見、ご質問等はございますでしょうか。よろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(佐原悦司君) それでは、採決に移ります。

申請どおり許可に賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○議長(佐原悦司君) ありがとうございます。

賛成多数により許可といたします。

続きまして、5番案件につきまして事務局より説明をお願いいたします。

○事務局(森 和哉君) 申請地は三郷地域で、登記地目は田、面積が3,595㎡です。受人の経営面積は6,555㎡、渡人の経営面積が3,634㎡です。受人は、農地等の権利移動の制限が規定されている農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。

位置等につきましては、別冊資料の6ページでご確認ください。

委員番号6番です。審議をお願いします。

○議長(佐原悦司君) ありがとうございます。

それでは、担当地区委員より説明をお願いいたします。

○6番(高山万寿君) 委員番号6番、高山です。

申請番号5番について説明いたします。

申請事由、渡人は、申請地から遠距離に居住しており、耕作が困難なため譲渡したい。受人は、自宅近くにある農地を譲り受け耕作したい。以上、ご審議よろしくをお願いいたします。

○議長(佐原悦司君) ありがとうございます。

それでは、審議に入ります。

ただいまの説明につきましてご意見、ご質問等ございましたらお願いをいたします。

1点よろしいでしょうか。経営面積が3,634㎡で今回の手続が3,595㎡、39㎡ほど残りますが、ごく極小な小さい面積が残るわけですが、何らかの理由があったのでしょうか。

○事務局(折井希望君) 事務局から説明いたします。

残地は、除外の申請をしております、住宅敷地となる予定で申請中でございます。

○議長(佐原悦司君) 住宅敷地、分かりました。ただいまの説明はよろしいでしょうか。残地は住宅敷地として残るということです、よろしくをお願いいたします。

ほかにご意見、ご質問等はございますでしょうか。よろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○議長(佐原悦司君) それでは、採決に移ります。

本案件につきまして、申請どおり許可に賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○議長(佐原悦司君) ありがとうございます。

賛成多数により許可といたします。

続きまして、6番案件につきまして事務局より説明をお願いいたします。

○事務局（森 和哉君） 3ページをお願いします。

申請地は堀金地域で、登記地目は田、面積が594㎡です。受人の経営面積は355㎡、渡人の経営面積が863㎡です。受人は、農地等の権利移動の制限が規定されている農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。

位置等につきましては、別冊資料の7ページでご確認ください。

委員番号21番です。審議をお願いします。

○議長（佐原悦司君） ありがとうございました。

それでは、続きまして、担当地区委員より説明をお願いいたします。

○21番（望月慎二君） 委員番号21番、望月が申請番号6番について説明いたします。

申請事由として、渡人は市外に居住しており、耕作が困難なため譲渡したい。受人は、渡人から依頼され、自宅近くであることから申請地を取得し、耕作を行いたいということです。審議をお願いいたします。

○議長（佐原悦司君） ありがとうございました。

それでは、ただいまの説明につきまして審議に入ります。

ご意見、ご質問等ございましたらお願いをいたします。よろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐原悦司君） それでは、採決に移ります。

本案件につきまして、申請どおり許可に賛成の委員の挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

○議長（佐原悦司君） ありがとうございました。

賛成多数により許可といたします。

続きまして、7番案件につきまして事務局より説明をお願いいたします。

○事務局（森 和哉君） 申請地は堀金地域で、登記地目は畑、面積が239㎡です。受人の経営面積は0㎡、渡人の経営面積が5,039㎡です。受人は、農地等の権利移動の制限が規定されている農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。

位置等につきましては、別冊資料の8ページでご確認ください。

委員番号9番です。審議をお願いします。

○議長（佐原悦司君） ありがとうございました。

それでは、続きまして、担当地区委員より説明をお願いいたします。

○9番（齋藤岳雄君） 委員番号9番、齋藤です。

申請番号7番について説明いたします。

申請事由は、渡人は、高齢で後継者もいないため規模縮小したい。受人は、自宅すぐ近く

の申請地を譲り受け、家庭菜園として管理したいということです。審議よろしく願いいたします。

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

それでは、ただいまの説明につきまして審議に入ります。

ご意見、ご質問等ございましたらお願いをいたします。よろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐原悦司君） それでは、採決に移ります。

本案件につきまして、申請どおり許可に賛成の委員の挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

賛成多数により許可といたします。

それでは、続きまして、8番案件につきまして事務局より説明をお願いいたします。

○事務局（森 和哉君） 4ページをお願いします。

申請地は堀金地域の7筆で、登記地目は田及び畑、面積が計7,890㎡です。受人の経営面積は0㎡、渡人の経営面積が7,890㎡です。受人は、農地等の権利移動の制限が規定されている農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。

位置等につきましては、別冊資料の9ページ、10ページでご確認ください。

委員番号17番です。審議をお願いします。

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

それでは、担当地区委員より説明をお願いいたします。

○17番（一志 寛君） 委員番号17番、一志です。

申請番号8番について説明いたします。

申請事由であります。渡人は、高齢で耕作が困難なことから申請地を譲渡したい。受人は、申請地で長年耕作を行っており、今後も耕作を行いたい。

以上であります。審議をお願いします。

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

それでは、ただいまの説明につきまして審議に入ります。

ご意見、ご質問等ございましたらお願いをいたします。

これは親子関係ということのようですが、よろしいですか。

○17番（一志 寛君） そうです。

○議長（佐原悦司君） 分かりました。ということですが、よろしいでしょうか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○議長（佐原悦司君） それでは、採決に移ります。

本案件につきまして、申請どおり許可に賛成の委員の挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

賛成多数により許可といたします。

続きまして、9番案件につきまして事務局より説明をお願いいたします。

○事務局（森 和哉君） 申請地は堀金地域で、登記地目は畑、面積が206㎡です。受人の経営面積は5万5,751.7㎡、渡人の経営面積が206㎡です。受人は、農地等の権利移動の制限が規定されている農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。

位置等につきましては、別冊資料の11ページでご確認ください。

委員番号17番です。審議をお願いします。

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

それでは、担当地区委員より説明をお願いいたします。

○17番（一志 寛君） 委員番号17番、一志です。

申請番号9番について説明いたします。

申請事由ですが、渡人は、仕事の都合で耕作が困難なため申請地を譲渡したい。受人は、自宅すぐ近くの申請地を譲り受け家庭菜園をしたいということであります。審議をお願いします。

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

それでは、ただいまの説明につきまして審議に入ります。

ご意見、ご質問等ございましたらお願いをいたします。よろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐原悦司君） それでは、採決に移ります。

本案件につきまして、申請どおり許可に賛成の委員の挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

賛成多数により許可といたします。

続きまして、10番案件につきまして事務局より説明をお願いいたします。

○事務局（森 和哉君） 5ページをお願いします。

申請地は明科地域の2筆で、登記地目は田及び畑、面積が計574㎡です。受人の経営面積は3万6,087.11㎡、渡人の経営面積が2,522㎡です。受人は、農地等の権利移動の制限が規定されている農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。

位置等につきましては、別冊資料の12ページでご確認ください。

委員番号5番です。審議をお願いします。

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

それでは、続きまして、担当地区委員より説明をお願いいたします。

○5番（堀内伸一君） 5番、堀内です。

申請番号10番について説明を申し上げます。

渡人は、高齢で耕作が困難なことから申請地を譲渡したい。また、受人は、規模拡大による農地集積をしたいということでございます。よろしくご審議をお願いします。

○議長（佐原悦司君） ありがとうございました。

それでは、ただいまの説明につきまして審議に入ります。

ご意見、ご質問等ございましたらお願いをいたします。よろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐原悦司君） それでは、ただいまから採決に移ります。

本案件につきまして、申請どおり許可に賛成の委員の挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

○議長（佐原悦司君） ありがとうございました。

賛成多数により許可といたします。

議案第2号 農地法第4条許可申請審議

○議長（佐原悦司君） 次に、議案第2号 農地法第4条許可申請審議を上程いたします。

1番案件につきまして事務局より説明をお願いいたします。

○事務局（森 和哉君） 6ページをお願いします。

申請地は穂高地域の2筆で、第1種農地です。登記地目は田、面積が計416.68㎡です。申請内容は農業用施設（倉庫・作業所）で、立地基準等許可要件に照らして特に問題ないと判断したものです。

位置等につきましては、別冊資料の13ページ、14ページでご確認ください。

委員番号24番です。審議をお願いします。

○議長（佐原悦司君） ありがとうございました。

それでは、続きまして、転用事由の説明をお願いいたします。

○事務局（飯田佳乃君） 委員番号24番、佐原委員に代わって、申請番号1番について事務局より説明します。

転用事由は、申請人は農地の一部を農業用施設用地として利用していたが、転用許可が必要と判明したため、適法にすべく農地転用追認申請を行いたいということであります。ご審議をお願いします。

○議長（佐原悦司君） ありがとうございました。

ただいまの説明につきまして審議に入ります。

ご意見、ご質問等ございましたらお願いをいたします。よろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐原悦司君） それでは、採決に移ります。

本案件につきまして、申請どおり許可に賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○議長(佐原悦司君) ありがとうございます。

賛成多数により許可相当とし、県知事に意見を送付いたします。

それでは、続きまして、2番案件につきまして事務局より説明をお願いいたします。

○事務局(森 和哉君) 申請地は明科地域の2筆で、第2種農地です。登記地目は田、面積が計148㎡です。申請内容は住宅敷地(駐車場・東屋)で、立地基準等許可要件に照らして特に問題ないと判断したものです。

位置等につきましては、別冊資料の15ページ、16ページでご確認ください。

委員番号22番です。審議をお願いします。

○議長(佐原悦司君) ありがとうございます。

それでは、続きまして、担当地区委員より説明をお願いいたします。

○22番(請地康仁君) 委員番号22番、請地です。

申請番号2番についてご説明申し上げます。

申請人は、農地の一部を駐車場として使用していましたが、転用許可が必要と判明したため、適法にすべく農地転用追認申請を行いたいと思っています。ご審議よろしくをお願いします。

○議長(佐原悦司君) ありがとうございます。

ただいまの説明につきまして審議に入ります。

ご意見、ご質問等ございましたらお願いをいたします。よろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(佐原悦司君) それでは、採決に入ります。

本案件につきまして、申請どおり許可に賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○議長(佐原悦司君) ありがとうございます。

賛成多数により許可相当とし、県知事に意見を送付いたします。

議案第3号 農地法第5条許可申請審議

○議長(佐原悦司君) 続きまして、議案第3号 農地法第5条許可申請審議を上程いたします。

1番案件につきまして事務局より説明をお願いいたします。

○事務局(森 和哉君) 7ページをお願いします。

申請地は豊科地域の2筆で、第3種農地です。登記地目は田、面積が計540㎡です。申請内容は宅地分譲(1区画)で、立地基準等、許可要件に照らして特に問題ないと判断したものです。

位置等につきましては、別冊資料の17ページ、18ページでご確認ください。

委員番号23番です。審議をお願いします。

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

それでは、続きまして、担当地区委員より説明をお願いします。

○23番（丸山隆也君） 委員番号23番、丸山です。

申請番号1番について説明をいたします。

転用事由でございますが、受人は、申請地の利便性がよく、販売が見込めるため取得し、宅地分譲として販売したいという事由でございます。審議よろしく願いいたします。

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

ただいまの説明につきまして審議に入ります。

ご意見、ご質問等ございましたらお願いをいたします。

1点よろしいでしょうか。540㎡で1区画というのはあまりにも広過ぎるような気がしますが、いかがでしょうか。

○事務局（森 和哉君） この計画については転用事業者の計画となっておりますので、540㎡と申請してきているということは、それだけ必要な広さとして計画されているということで判断しております。

○議長（佐原悦司君） 余ったところは畑か何かにするということですか。分かりました。

ほかにご意見、ご質問等ございましたら。いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐原悦司君） それでは、採決に移ります。

本案件につきまして、申請どおり許可に賛成の委員の挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

賛成多数により許可相当とし、県知事に意見を送付いたします。

続きまして、2番案件につきまして事務局より説明をお願いいたします。

○事務局（森 和哉君） 申請地は豊科地域で、第3種農地です。登記地目は田、面積が251㎡です。申請内容は住宅で、立地基準等、許可要件に照らして特に問題ないと判断したものです。

位置等につきましては、別冊資料の19ページ、20ページでご確認ください。

委員番号23番です。審議をお願いします。

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

それでは、続きまして、担当地区委員より説明をお願いいたします。

○23番（丸山隆也君） 委員番号23番、丸山です。

申請番号2番について説明をいたします。

受人は、現在県外の借家に住居しているが、安曇野市への移住を希望しており、申請地に

住宅を建築したいという内容でございます。審議よろしく願いいたします。

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

ただいまの説明につきまして審議に入ります。

ご意見、ご質問等ございましたらお願いをいたします。よろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐原悦司君） それでは、採決に移ります。

本案件につきまして、申請どおり許可に賛成の委員の挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

賛成多数により許可相当とし、県知事に意見を送付いたします。

続きまして、3番案件につきまして事務局より説明をお願いします。

○事務局（森 和哉君） 8ページをお願いします。

申請地は豊科地域の7筆で、第1種農地です。登記地目は田、面積が計4,829㎡です。申請内容は建売住宅（13棟）で、立地基準等、許可要件に照らして特に問題ないと判断したものです。

位置等につきましては、別冊資料の21ページ、22ページでご確認ください。

委員番号13番です。審議をお願いします。

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

それでは、続きまして、担当地区委員より説明をお願いします。

○13番（細萱美嗣君） 委員番号13番、細萱です。

申請番号3番について説明いたします。

転用事由は、受人は申請地の利便性がよく、販売が見込めるため取得し、建売住宅として販売をしたいとのことです。審議のほどよろしくお願いします。

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

ただいまの説明につきまして審議に入ります。

ご意見、ご質問等ございましたらお願いをいたします。

地図、航空写真を見ますと、建物が幾つか建っておりますが、現在は更地ということでしょうか。

○13番（細萱美嗣君） 場所は、細萱区の飯沼飛行士の記念館がありますが、その東側で、周りが全部住宅に囲まれています。耕作放棄地ということではありませんが、住宅地の延長で一带として開発ということになりますが、特にほかの農地関係にも影響はありませんし、ほとんどもう実態的には、ここへ行けば更地になっております。

○議長（佐原悦司君） 降旗地域長、補足説明がございましたらお願いをいたします。

○14番（降旗治喜君） 14番、降旗です。

先ほどの質問のこちらのほうに建物がいろいろある、これは今、更地になっております。

問題ないと思います。

○議長（佐原悦司君） 5,000㎡近い面積の宅地の状況でございますが、豊科地域委員会ではほかに何かご意見は出ましたでしょうか。

○14番（降旗治喜君） 14番、降旗です。

機械の搬入路が狭くて、宅地に囲まれていまして農業がしづらい状況であるということで、豊科ではやむを得ないという判断をいたしました。

以上です。

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

豊科地域委員会では、周りが住宅地でやむを得ないという判断でございました。皆さんのほうでご意見、ご質問等がございましたらお願いをいたします。よろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐原悦司君） それでは、採決に移ります。

本案件につきまして、申請どおり許可に賛成の委員の挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

賛成多数により許可相当とし、県知事に意見を送付いたします。

続きまして、4番案件につきまして事務局より説明をお願いします。

○事務局（森 和哉君） 9ページをお願いします。

申請地は豊科地域の6筆で、農振農用地です。登記地目は田及び畑、面積が計9,023㎡です。申請内容は砂利採取（許可日から1年間）で、立地基準等、許可要件に照らして特に問題ないと判断したものです。

位置等につきましては、別冊資料の23ページ、24ページでご確認ください。

委員番号13番です。審議をお願いします。

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

それでは、続きまして、担当地区委員より説明をお願いいたします。

○13番（細萱美嗣君） 委員番号13番、細萱です。

申請番号4番について説明いたします。

借人は、砂利などの骨材資源を確保するために、陸堀に依存せざるを得ない状況のため、申請地を借り受け砂利採取を行いたいとのことです。ご審議をお願いします。

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

約9,000㎡ほどの申請でございます。豊科地域委員会で何か説明はございますでしょうか。

○14番（降旗治喜君） 14番、降旗です。

豊科地域委員会で話し合った内容ですが、この申請地の北側1キロ辺りからワサビ田が広がっていまして、この地域では地下水のくみ上げを制限されていまして、砂利採取をすると水位が下がったり、泥水が入り込んだりする可能性があるということで、そこはしっかりと

確認していただきたいのと、仮に何かあった場合に、業者に速やかに対応してほしいということ伝えてほしい旨、話がありました。

以上です。

○議長（佐原悦司君） ありがとうございました。

同様のご意見がございませんければ、事務局のほうでちょっと対応をお願いしますが、今のご意見について。

○事務局（森 和哉君） 豊科地域担当より伺っている話ですと、地域委員会終了後、即座に転用事業者のほうへ確認をさせていただきまして、ご指摘いただいた点については説明し、ご了解いただいているということを確認しております。

以上です。

○議長（佐原悦司君） ありがとうございました。

降旗地域長、いかがでしょうか。

○14番（降旗治喜君） 分かりました。

○議長（佐原悦司君） ほかにご意見、ご質問等がございましたらお願いをいたします。よろしいでしょうか。

ここは大変交通量の多いところなので、ダンプの出入りとか、そういうことがどうかなとちょっと心配されるところではございます。採取するところはずっとネットか何かを張るということですか。めちゃくちゃ交通量が多いところなので。

○13番（細萱美嗣君） 細萱です。

場所のところは交通量が非常に多いということは事実です。その北側に農道がありまして、この右の上のところの青い色が犀川になるのですけれども、そこを迂回をすればある程度は避けられるということではあります。ただ、インターのほうへ向かっていきますと、やはり交通は、渋滞の可能性はあります。特に休日とか土日やなんかは渋滞がよく起きている地域です。

○議長（佐原悦司君） 1点、これダンプで運ぶ動線はどのような道を通って、どこでどのような処理をされるのでしょうか。かなりの量をダンプで運び出すということになれば、この道を使う、交通量の多い道を使うわけですがけれども、どの方向にどのようなルートで向かうということは。

○13番（細萱美嗣君） 考えられるのは、この北側の農道を東に行って、それから、あそこに[]とか[]があります、あそここのところを出る道はあそこへ入って確保できるのではないかなとは思いますが。ただ、量がどのくらいあるか。

○議長（佐原悦司君） それと、心配されるのは周りがほとんど田んぼですので、春先、秋は大変農作業の車も通ったりするので、その間をどのようにするか、かなりダンプの量も多くなるのでということと、その北側の農道もそんなに広い道ではありませんよね、そこら辺のことはお聞きになっているのでしょうか。要するに、この案件につきましては、中信や県の

ほうに行って私が説明しなければいけないものですから、しっかり聞いておかないと、申し訳ありませんけれども、お願いをいたします。

○事務局（森 和哉君） 事務局からご説明させていただきます。

砂利採取に係る通作経路につきましては、この南北に走っている市道から出まして、■■の交差点から県道を通して、■■■■■■■■の前を通して、大口沢にあります採石場のほうへ通るルートを通っております。

当該事業者については、ここら辺一帯をもう過去から砂利採取を取得している業者でして、ノウハウはあるものと考えますし、採取時間についても4月から10月は午前8時から午後5時まで、11月から3月までは午前8時から午後4時までということで、搬出する運搬車は、1日当たり延べ台数29台というようなことで制限をかけて事業を行っており、過去この周辺で砂利採取を取っている業者で、特にこちらのほうに通行に対する苦情等は来ておりませんので、事業の確実性や安全性は確認できるかと判断しております。

以上です。

○議長（佐原悦司君） 先ほどもう1点質問をしましたが、道路沿いにネットか何かを張られるということですか。

○事務局（森 和哉君） そうですね、周りには防護柵、ネットを張られます。

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

皆さんのほうでご意見、ご質問は、大変大きな事業でございますが、また春先、秋、周りの田んぼの影響もございます。何かご意見、ご質問等がございましたらお願いします。よろしいでしょうか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○議長（佐原悦司君） 状況説明、また、動線のルートを通る説明もございました。

ご意見、ご質問がなければ、それでは、採決に移ります。

本案件につきまして、申請どおり許可に賛成の委員の挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

賛成多数により許可相当とし、県知事に意見を送付いたします。

続きまして、5番案件につきまして事務局より説明をお願いいたします。

○事務局（森 和哉君） 申請地は豊科地域で、第2種農地です。登記地目は畑、面積が354㎡です。申請内容は住宅で、立地基準等、許可要件に照らして特に問題ないと判断したものです。

位置等につきましては、別冊資料の25ページ、26ページでご確認ください。

委員番号14番です。審議をお願いします。

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

それでは、担当地区委員より説明をお願いいたします。

○14番（降旗治喜君） 14番、降旗です。

申請番号5番について説明いたします。

転用事由ですが、受人は、今後の家庭における諸事情を考え、申請地に住宅を建築したいというものです。審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

ただいまの説明につきまして審議に入ります。

ご意見、ご質問等ございましたらお願いをいたします。よろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐原悦司君） それでは、採決を行います。

本案件につきまして、申請どおり許可に賛成の委員の挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

賛成多数により許可相当とし、県知事に意見を送付いたします。

続きまして、6番案件でございますけれども、申請人に豊科地域長の降旗さんが載っておりますので、退出をお願いをいたします。

（14番 降旗治喜君 退席）

○議長（佐原悦司君） それでは、6番案件につきまして事務局より説明をお願いいたします。

○事務局（森 和哉君） 10ページをお願いします。

申請地は豊科地域の4筆で、農振農用地です。登記地目は田、面積が計1万66㎡です。申請内容は砂利採取（許可日から1年間）で、立地基準等、許可要件に照らして特に問題ないと判断したものです。

位置等につきましては、別冊資料の27ページ、28ページでご確認ください。

委員番号14番です。審議をお願いします。

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

それでは、担当地区委員より説明をお願いいたします。

○事務局（飯田佳乃君） 委員番号14番、降旗委員に代わって、申請番号6番について事務局より説明します。

借人は、公共事業で使用する骨材の原材料確保が困難で、陸砂利からの採取に依存せざるを得ない状況のため、申請地を借り受け砂利採取を行いたいということであります。審議をお願いします。

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

ただいまの説明につきまして審議に入ります。

ご意見、ご質問をお願いをいたします。

約1ヘクタールほどの申請でございます。豊科地域委員会のほうで何か説明がございましたらお願いいたします。

平林委員、お願いします。

○19番（平林 平君） 19番の平林です。

降旗地域長に代わってちょっと説明します。

地域委員会の中でちょっと問題になりましたのは、まず1つは、この航空地図の右側、住宅が接近しておりまして、そこでの問題が出ました。それともう一つは、運搬のダンプが道路を傷める可能性があるので、申請を許可するかどうかは、事前にその辺の道路を傷めたときはどうするかとか、どこの負担でどのくらい直すとか、その辺のことを決めておいたほうがいいかなという話と、東側の住宅についてはきちんと防護柵をして、人が出入りがないような、その辺の防護をする必要があるなということで、ただ、基本的には認めざるを得ないという話でありました。

以上です。

○議長（佐原悦司君） ありがとうございました。

今、平林委員のほうから東側にかかなりの住宅地があるということ、それから、運び出すダンプの動線はどのようになっているのか、また、道路が傷んだらどうなるのかといういろいろなご質問が出ております。まず、東側の集落については説明があったのでしょうか。事務局のほうでどうですか。

○事務局（森 和哉君） 砂利採取法におきましては周辺住民への説明がありますし、通作経路につきましては、圃場の西側にすぐ道路がありますけれども、その道路を通っての出入りという計画となっております。

また、道路の破損等につきましても、砂利採取法及び市の維持管理課のほうにおきまして、破損しているようであれば事業者に対して復旧を求めるような手だてが行われておりますし、事業者側からも、例えば砂利採取に伴って粉じん防止のためには散水をしたりですとか、道路清掃車による道路整備を適宜実施、また、道路等の公共施設が破損しないように十分注意するといった場合ですとか、破損した場合は原形に戻すということが確約されております。

また、周辺にも先ほどと同じように防護ネットを張りまして、防犯距離を2メートル以上確保している計画となっております。

以上です。

○議長（佐原悦司君） ありがとうございました。

平林委員、いかがでしょうか。

○19番（平林 平君） 了解です。

○議長（佐原悦司君） よろしいでしょうか。

これ牧の■■■■さんだと思いますけれども、牧まで運ぶということですね。

○事務局（森 和哉君） こちらの計画は、牧ではなくて、梓川の対岸、松本の島内にもプラントがありますので、そのプラントから持ち運びをするという計画、また、土砂、採石の採掘場所は池田町となっております。

○議長（佐原悦司君） 分かりました。ありがとうございました。

1ヘクタールを超える大変広い面積の砂利採取でございます。何かご意見、ご質問は。
細萱委員、どうぞ。

○13番（細萱美嗣君） 今の平林委員の補足ですが、それから、もう一つは元へ戻す土の関係です、昔というか、中には何でもかんでも埋め合わせて、例えば電柱みたいなものもあつたり、あるいは産業廃棄物的なものがちらっと見えるとかというようなことがあります。これだけの面積ですと、どこから土砂を持ってきて固めてというようなところがちょっと注意もしておいたほうがいいんじゃないかというようなことです。それから、表面の耕土をどんどん入れてくれ、ですので元へ戻すには相当な費用もかかると思いますし、そんな点を注意していただきたいというような意見もありました。

○議長（佐原悦司君） 細萱委員からの要望でございました。

ほかに何かご意見、ご質問等はございますでしょうか。よろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐原悦司君） これも周りに結構田んぼがあるので、時期的なものもあろうかと思いますが、十分気をつけてやっていただきたいと思いますと思いますが、ご意見、ご質問がなければ採決に移ります。

本案件につきまして、申請どおり許可に賛成の委員の挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

○議長（佐原悦司君） ありがとうございました。

賛成多数により許可相当とし、県知事に意見を送付いたします。

それでは、降旗委員はお戻りください。

（14番 降旗治喜君 復席）

○議長（佐原悦司君） それでは、続きまして、7番案件につきまして事務局より説明をお願いいたします。

○事務局（森 和哉君） 申請地は豊科地域の6筆で、第2種農地です。登記地目は田及び畑、面積が計1,988㎡です。申請内容は有価物置場で、立地基準等、許可要件に照らして特に問題ないと判断したものです。

位置等につきましては、別冊資料の29ページ、30ページでご確認ください。

委員番号19番です。審議をお願いします。

○議長（佐原悦司君） ありがとうございました。

それでは、担当地区委員より説明をお願いいたします。

○19番（平林 平君） 19番、平林です。

申請番号7について説明いたします。

転用事由は、受入は県外において有価物回収、販売を行っている事業者で、安曇野市周辺での事業拡張のため申請地を有価物置場として使用したいということです。審議よろしくお

願いたします。

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

ただいまの説明につきまして審議に入ります。

ご意見、ご質問等ございましたらお願いをいたします。

堀内委員。

○5番（堀内伸一君） 5番、堀内です。

ここの現場は、よく松本のほうへ行くときに通る道なのですが、追認という形ですか。

○事務局（森 和哉君） 航空写真上はこういう状況ですけれども、申請前に全て撤去、是正させていただいておりまして、更地の状態なので、新規案件として扱わせていただいております。

以上です。

○5番（堀内伸一君） 分かりました。ありがとうございます。それで、有価物ということで、これまでは廃車というか、車の不要になったものとかが大分積み上がっていた状況で、撤去されたということはちょっと私も存じ上げなかったのですが。例えば、沢がすぐそばにあるようなのですけれども、沢というか川があるようなのですけれども、そういったところに今までどおりみたいに車が積み上がるようでしたら、例えばエンジンオイルとか、そういうものの流出が心配されるような位置になるかと思うんですが、その辺は業者の実績というか、その辺も含めて何かあればお願いしたいと思います。

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。同様の意見の質問がございましたら。よろしいでしょうか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐原悦司君） なければ、事務局対応でよろしいですか。

簡単に言いますと、廃車等を積み上げたときにオイルとか、危ないものが流れ込まないのかと、それが心配であるということですが、いかがでしょうか。

○事務局（森 和哉君） 当該地周辺は、市と県の土地になっておりまして、立会いの際にその辺は指導させていただいておるところでございますし、置くものになりますけれども、農機具ですとか、鉄、アルミ、ステンレス、バッテリーですとか雑線、あと、車とか、これは従業員用の車なのであれなのですけれども、主に農機具、鉄とかタイヤ、そういったようなものが置かれるという計画になっております。

あと、環境の問題もあるかと思しますので、そこら辺については市のほうの環境部局のほうへ情報提供等を行わせていただきたいと思いますと思っております。

以上です。

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。堀内委員、よろしいでしょうか。

○5番（堀内伸一君） ありがとうございます。

○議長（佐原悦司君） はい、どうぞ。

○19番（平林 平君） 私の個人的な判断かもしれませんが、いわゆる簡単に言うとスクラップ屋さんが何から何まで混せて収集してきて、ここで分別する場所だろうという判断はしております。ということは、この地図に、ちょっと小さくて見えないのですけれども、多分コンテナか何かを置いて、それぞれ分別して積んで、いっぱいになったらそれを持ち出すというような形をするという判断をしておりますので以前よりは環境的にもいいと思います。

言われるように、本当につい最近まではスクラップの山だったのですよ。現地確認へ行ってみると、敷地内はきれいに整地されていて、きれいになっていまして、周りにはちょっと処理残しのあれがあるのですけれども、最終的にはそれも全部処理するという約束みたいなので、問題ないと思って判断しています。

以上です。

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。現状は田んぼと畑ですので、現状として現在作られてはいなかったということですね。

○19番（平林 平君） そうです。

○議長（佐原悦司君） そういうことですね。だから、かなり前からという状況ですか。

○19番（平林 平君） かなり前から山です。私の知る限りはずっと前からです。それがずっと続いていて、地元に住んでいる人たちは、少しきれいになって前よりいいなと思っているんじゃないかと思っています。

○議長（佐原悦司君） 事務局にお伺いします。管理小屋等の設置はあるのですか。

○事務局（森 和哉君） 管理小屋等の設置はあります。

以上です。

○議長（佐原悦司君） ということは、8時頃から夕方頃までは管理人か誰かがいてということで、夜は鎖か何かで出入りできないようにするという状況ですか。

○19番（平林 平君） 出入口に扉がありますので。

○事務局（森 和哉君） 従業員用として4台、来客用として3台、あと、業務用で2台ということで駐車場の確保がされておりますので、従業員の方は常時事務所のほうに駐在しているものと考えます。

以上です。

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。よくスクラップ置場なんかは怪しい人が勝手に部品を盗んでいくというような話もあるので、よく管理を十分、また、環境課との対応も十分お願いをしたいと思います。

ほかにご意見はございますでしょうか。

どうぞ、三枝さん。

○12番（三枝守和君） 12番、三枝です。

今現状きれいになったといっても、またこれが再度同じ状況になる可能性があるのです、その指導みたいなのはあるのですか。

○議長（佐原悦司君） 三枝委員からの質問でございます。ほかにそういった同類の件でございますでしょうか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐原悦司君） なければ、事務局のほうで説明をお願いします。

○事務局（森 和哉君） 農地法からは、もうこれで転用してしまっただけで目的が達成されてしまえば、指導できるすべはありませんけれども、先ほど堀内委員さんからありましたように、環境の問題や景観の問題から、ほかの部署において何かしらの指導等はある可能性はあると思います。

以上です。

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。三枝委員、よろしいでしょうか。

○12番（三枝守和君） 申し送り事項ではないのだけれども、フリーみたいな関係で連携はとらなければいけないので、それというのはしっかりつけておいてもらったほうが今後の問題にはならないと思うので、そこら辺のところはしっかりやっていただきたいと思います。

○議長（佐原悦司君） 事務局、よろしいでしょうか。各課で連携をとりながらしっかりやっていただきたいと思いますということで意見が出ております。

○事務局（森 和哉君） 共有させていただきます。

○議長（佐原悦司君） 我々は農地の関係だけでございますので、その他につきましては環境の問題、それから、地域住民の問題につきましては担当の課がございますので、そこと連絡をとりながら農政部のほうでやっていただきたいと思いますということ。また、もう1点は、以前のような物置場にならないようにということを願うわけでございますが、また、時々もしよかったら見に行ってください。よろしくお願いいたします。

ほかにご意見、ご質問等はございますでしょうか。よろしいでしょうか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○議長（佐原悦司君） それでは、採決に移ります。

本案件につきまして、申請どおり許可に賛成の委員の挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

賛成多数により許可相当とし、県知事に意見を送付いたします。

続きまして、8番案件につきまして事務局より説明をお願いします。

○事務局（森 和哉君） 11ページをお願いします。

申請地は穂高地域で、第2種農地です。登記地目は畑、面積が254㎡です。申請内容は特定建築条件付土地（1区画）で、立地基準等、許可要件に照らして特に問題ないと判断したものです。

位置等につきましては、別冊資料の31ページ、32ページでご確認ください。

委員番号3番です。審議をお願いします。

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

それでは、担当地区委員より説明をお願いいたします。

○3番（山田 稔君） 委員番号3番、山田です。

申請番号8番の説明をいたします。

転用事由ですけれども、受人は、申請地の利便性がよく、販売が見込めるため取得し、特定建築条件付土地として販売したいというものです。ご審議よろしくをお願いいたします。

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

ただいまの説明につきまして審議に入ります。

ご意見、ご質問等ございましたらお願いをいたします。よろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐原悦司君） それでは、本案件につきまして採決に移ります。

申請どおり許可に賛成の委員の挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

賛成多数により許可相当とし、県知事に意見を送付いたします。

続きまして、9番案件につきまして事務局より説明をお願いいたします。

○事務局（森 和哉君） 申請地は穂高地域で、第1種農地です。登記地目は田、面積が723㎡です。申請内容は住宅で、立地基準等、許可要件に照らして特に問題ないと判断したものです。

位置等につきましては、別冊資料の33ページ、34ページでご確認ください。

委員番号15番です。審議をお願いします。

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

それでは、続きまして、担当地区委員より説明をお願いします。

○15番（中村 正君） 15番、中村です。

申請番号9番の説明をいたします。

申請事由ですが、受人は現在市外の借家に居住しているが、安曇野市への移住を希望しており、利便性のよい申請地に住宅を建築したいということです。審議のほどをお願いいたします。

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

ただいまの説明につきまして審議に入ります。

ご意見、ご質問等ございましたらお願いします。

堀内委員。

○5番（堀内伸一君） 5番、堀内です。

34ページの現場図面を見ますと、大分余白の部分があるようでして、今は特にそういったことがないようなのですけれども、昔は例えば一般住宅が500㎡であるとか、延べ住宅でも

1,000㎡であるとかという一応の基準、目安があったような記憶があるのですが、その辺のちょっと面積的には大きいので、例えばそういう基準とか目安がなくなったにしても必要最小限ということがあろうかと思しますので、その辺についても補足があれば、事務局のほうでお願いしたいと思います。

○議長（佐原悦司君） ただいまの意見につきまして、関連がございましたら。よろしいでしょうか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐原悦司君） なければ、担当地区委員のほうから説明をお願いします。

○事務局（森 和哉君） 議長、すみません、事務局のほうから説明させてください。

今回この計画者様は、この余白部分について、こちらで申請を受け付けた際にご指摘させていただいたところ、広いお庭が欲しいということで、この後、申請書の書類を補正させていただきまして、この余白部分は樹木を植えたりですとか、子供の遊ぶ遊具を置いたりして使うということで、その図面が変わってはおります。

また、今後ですけれども、補正の段階で総会のほうに、その図面が印刷に間に合うタイミングであれば載せさせていただきたいと思います。今回はどうしても現地確認の都合上、手元に提出いただいた資料をそのまま載せさせていただいてある状況ですけれども、ちょっと事務局のほうで研究しながら、なるべく実情に合った図面のほうを指導していきたいと思っております。

現在は、堀内委員さんがおっしゃられたように、500㎡や1,000㎡といった決まりはなくて、おっしゃるとおり必要面積で住宅のほうの広さは確認しているところでございます。よろしく願いいたします。

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

中村委員のほうから補足説明がございましたらお願いします。

○15番（中村 正君） この件を説明しますが、この間、現場を見に行ってみいましたが、航空写真と実際を見るのではやっぱり違うのですよ。実際見たほうが全然問題ないという感じに思いました。それで、赤い枠のほうは住宅を造るみたいで、それで、四角いほうは農地というか、野菜も少し作りたいということです。行ったあれでは全然問題ないとは思いますが、どうでしょうか。

○議長（佐原悦司君） 三角の残ったところは、利用権か3条かで申請を改めてするというところででしょうか。

○15番（中村 正君） そうです。

○議長（佐原悦司君） ほかにご意見はございますでしょうか。

○事務局（森 和哉君） 追加ですみません。今、委員さんから説明がありましたように、残った部分の残置については、ここで住宅が建築されて居住の実態が伴ったら、農地法の3条で残置の農地を取得する計画ということを伺っております。

○議長（佐原悦司君） 堀内委員、そのような状況ですので、よろしいでしょうか。

○5番（堀内伸一君） 5番、堀内です。

私がちょっとご質問申し上げたのは、この残りの三角ではなくて、赤色でくくった中の面積の割に、さっきの4ページの計画図面を見ると、利用する面積としてはこんなに要らないんじゃないかなという部分でご質問をさせていただきましたので、ただいまの部分は多分その右側の三角の部分は野菜でということだろうと思いますので、それで了解をしたいと思います。

それで、併せて事務局のほうに、こういったことで変更になった場合は、当日の追加資料ということは可能でしょうか。できたらそういうことでお願いをしたいと思います。

それと、必要面積ということで、遊具とか樹木とかという、そういう必要性を判断するについて、500とかそういう基準はなくなったということで、場合によったら1,000もいけるということでよろしいでしょうか。併せてお願いします。

○議長（佐原悦司君） 事務局、どうぞ。

○事務局（森 和哉君） 図面の差し替えについては、今回みたいに大幅に追加がされたりとかするようなものについては、極力対応させていただきたいと思います。

先ほどの面積ですけれども、おっしゃるとおり必要性が証明できれば、極端な話1,000㎡でも転用することは可能となっております。ただ、固定資産税がかかっていきますので、そこら辺は事業者さんの判断ですけれども、必要性が言えれば必要な面積で転用が可能となっているということになりますので、お願いします。

○議長（佐原悦司君） 堀内委員、よろしいでしょうか。

○5番（堀内伸一君） はい。

○議長（佐原悦司君） ほかに何かご意見、ご質問等がございましたらお願いをいたします。
中村委員。

○15番（中村 正君） これ現場があれなのですが、施主様といえはおかしいけれども、ここに建てる人が県外の人で、直接そういう細かい話はできなかったのも、ちょっとその点をご了承ください。

○議長（佐原悦司君） 松本と書いてあるけれども、県外の人ですか。

○15番（中村 正君） すみません、今、県外と言ったけれども、県外というか、県外のほうに今はちょっといるみたいで。

○議長（佐原悦司君） 分かりました。もろもろの話がいっぱい出てきましたが、全て納得いただけたでしょうか。また、事務局からいろいろ説明がございましたが、先に文書変更等がございましたらよろしくお願いをいたします。

ほかにご意見、ご質問等がございましたらお願いをいたしますが、よろしいでしょうか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○議長（佐原悦司君） それでは、採決に移ります。

本案件につきまして、申請どおり許可に賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○議長（佐原悦司君） ありがとうございました。

賛成多数により許可相当とし、県知事に意見を送付いたします。

議案第4号 農地利用集積計画審議（所有権移転）

○議長（佐原悦司君） 次に、議案第4号 農地利用集積計画審議（所有権移転）につきまして上程いたします。

事務局より説明をお願いいたします。

○事務局（森 和哉君） 12ページをお願いします。

農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条の規定に基づき、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の所有権移転について、安曇野市長から決定を求められていますのでご説明いたします。

整理番号1番です。権利の移転をする土地は穂高地域の2筆で、登記地目は田、面積は2,091㎡、目的は水稻、移転・引渡しの時期ともに令和7年2月17日、法律関係は売買です。

位置等につきましては、別冊資料の35ページでご確認ください。

続いて、整理番号2番です。権利の移転をする土地は穂高地域で、登記地目は田、面積は912㎡、目的は公社買入れ、移転・引渡しの時期ともに令和7年2月20日、法律関係は売買です。

位置等につきましては、別冊資料の36ページでご確認ください。

続いて、整理番号3番です。権利の移転をする土地は穂高地域で、登記地目は田、面積は2,120㎡、目的は公社買入れ、移転・引渡しの時期ともに令和7年2月20日、法律関係は売買です。

位置等につきましては、別冊資料の37ページでご確認ください。

続いて、13ページをお願いします。

整理番号4番です。権利の移転をする土地は穂高地域の2筆で、登記地目は田、面積は計666㎡、目的は公社買入れ、移転・引渡しの時期ともに令和7年2月20日、法律関係は売買です。

位置等につきましては、別冊資料の38ページでご確認ください。

続いて、整理番号5番です。権利の移転をする土地は堀金地域で、登記地目は畑、面積は3,974㎡、目的は公社買入れ、移転・引渡しの時期ともに令和7年2月20日、法律関係は売買です。

位置等につきましては、別冊資料の39ページでご確認ください。

以上5件ですが、全ての案件について改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えますので、審議をお願いします。

○議長（佐原悦司君） 事務局からの説明でございました。

整理番号1番から2、3、4、5番と説明がございました。全体を通しまして、ご意見、ご質問等がございましたらお願いします。

航空写真の35ページの申請地穂高■■■■となっておりますが、■■■■で、35ページの航空写真、申請地1番、穂高、■■■■ほか1筆となっておりますが、■■■■。

○事務局（森 和哉君） 訂正をお願いします。

○議長（佐原悦司君） 訂正をお願いします。

ただいま等々につきまして審議に入ります。

ご意見、ご質問等はございますでしょうか。よろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐原悦司君） それでは、採決に移ります。

本案件につきまして、原案どおり決定することに賛成の皆さんの挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

賛成多数により、原案どおり農地利用集積計画審議（所有権移転）につきまして決定をいたします。

議案第5号 農地利用集積計画審議（利用権設定）

○議長（佐原悦司君） 次に、議案第5号 農地利用集積計画審議（利用権設定）を上程いたします。

農業委員会等に関する法律第31条、議事参与の制限につきまして、議員番号2番、中島委員、9番、齋藤委員、20番、丸山委員につきましては、参考人として出席していただきますが、決定には加わることができませんので、あらかじめご承知願いたいと思います。

それでは、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局（森 和哉君） 14ページをお願いします。

農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条の規定に基づき、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による安曇野市農用地利用集積計画の利用権設定について、安曇野市長から決定を求められていますのでご説明いたします。

公告日は令和7年1月30日です。設定件数は総計152筆、54万2,517㎡です。うち新規分は89件、29万1,554㎡です。期間別設定面積は1年から13年11か月までの期間で設定があり、詳細は一覧のとおりです。

設定筆数は総計297筆で、耕作者は61人、所有者は149人となっております。利用権設定の一覧は15ページから23ページです。24ページから31ページは中間管理事業一括方式分です。

全て改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えますので、審議をお願いします。

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。事務局の説明でございました。

大変細かい数字、また、自分のところの担当のことをしっかり確認を願うようによろしく
お願いをいたします。15ページから31ページまでございます。

これにつきまして審議に入ります。

ご意見、ご質問等がございましたらお願いをいたします。よろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐原悦司君） それでは、採決に移ります。

本案件につきまして、原案どおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

全員挙手により賛成とし、原案どおり農地利用集積計画審議（利用権設定）を決定いたし
ます。

○議長（佐原悦司君） 以上をもちまして、全ての議事が終了いたしました。